

岐阜県木質バイオマス利用優良事例表彰 募集要項

第1 概要

この要項は、効果的に木質バイオマスを利用し、森林資源の持続的な地域内循環に貢献している木質バイオマスの利用に関わる施設及び団体（以下「施設等」という。）のうち、他の模範となる事例（以下「優良施設等」という。）を表彰する（以下、「表彰制度」という。）にあたり、その募集について必要な事項を定めるものです。

第2 募集部門

募集する部門は次のとおりです。

- 一 施設部門
- 二 県民協働部門

第3 応募条件

部門ごとに次のとおりとし、応募する施設等は各法令等を遵守している必要があります。

一 施設部門

- (1) 木質バイオマスを熱利用または熱電併給している施設であること
- (2) 施設の所在地が県内であること
- (3) 木質バイオマス利用設備の導入から概ね3年以上経過し、運営及び設備の稼働が安定していること
- (4) 主に県内の森林から生産された木材を原料として加工・製造された燃料を使用し、森林資源の持続的な地域内循環に貢献していること
- (5) 他の木質バイオマス利用施設の模範となる施設であること
- (6) 県が主催する視察・研修等に協力できる施設であること
- (7) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）またはFIP（Feed-in Premium）制度の認定事業者が行う発電のみを目的とした施設でないこと

二 県民協働部門

- (1) 地域住民が協働し未利用間伐材等を継続的に搬出している団体であること
- (2) 活動地域が県内であること
- (3) 活動開始から概ね3年以上経過し、団体運営が安定していること
- (4) 地域内の木質バイオマス利用施設へ供給している等、地域内エコシステム（※）及び地域経済の発展に貢献する活動を行っていること

※地域内エコシステム：未利用材の活用、エネルギーの地産地消により地域の活性化を目指す仕組み

- (5) 未利用間伐材等を搬出する他の団体の模範となる団体であること
- (6) 県が主催する視察・研修等に協力できる団体であること

第4 募集期間

令和8年7月9日（木）～令和8年8月7日（金）（必着）

第5 応募方法

- 1 次のアドレスに示す岐阜県公式ホームページから応募に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記載のうえ提出することで応募ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/363232.html>

岐阜県 木質バイオマス利用表彰

検索 

- 2 提出書類は部門ごとに次のとおりです。

I 施設部門 様式第1号

II 県民協働部門 様式第2号

- 3 提出書類はすべてPDF形式に変換してください。
- 4 提出書類に掲載の写真は、データによる提供を求めています。
- 5 応募は、電子メールにより次のメールアドレスへ提出書類を添付して提出してください。

c11515@pref.gifu.lg.jp

※受信可能なデータの容量は5MBまでです。

データの容量が大きい場合は、第10の問合せ先へご相談ください。

第6 選考方法

- 1 選考は、提出書類に基づき、事業・活動の継続性や地域資源の活用状況、波及効果等について総合的に判断します。
- 2 表彰者は、外部委員による選考委員会で選出します。選考委員会では、応募者が選考委員へ事業運営状況や事業・活動の特色等について説明できる時間を設けます。
- 3 選考にあたり、現地確認や実物確認、提出書類に関する聞き取りをさせていただくことがあります。

第7 表彰

- 1 表彰は次のとおりです。
 - (1) 最優秀賞 各部門最大1点
 - (2) 優秀賞 各部門2点程度
- 2 前項の他に特別賞を設ける場合があります。
- 3 表彰式は、岐阜県庁本庁舎20階において令和8年10月16日（金）の開催を予定しています。

第8 個人情報等の取扱

- 1 提出書類により取得した個人情報は、この表彰に必要な事務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 2 提出書類で使用する写真の被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原著作者等の権利者から使用許諾・承認を得るものとします。
- 3 県は、表彰結果の公表及び県産材の利用推進に関連する広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で利用できるものとします。

第9 その他

- 1 同一の応募者からの応募は、各部門1点までとします。
- 2 第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害すると判断されるものや、法令違反等の表彰にふさわしくない事柄が判明した場合は、表彰を取り消す場合があります。
- 3 提出資料の取りまとめにあたり支障があるため、提出書類の書式は変更しないようお願いします。
- 4 提出書類に記載の情報及び写真についての公共印刷物等（表彰事例集、岐阜県公式ホームページ等）への使用権は、県に帰属します。
- 5 被表彰者の決定に係る評価基準や評価結果は、非公表とします。
- 6 岐阜県の県有施設は応募できません。

第10 問合せ先

岐阜県 林政部 森林経営課 林業改革室 木質バイオマス産業係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-8491（直通）

FAX：058-278-2706

E-mail：c11515@pref.gifu.lg.jp